

恵那市農業振興事業補助金(農産物被害防止対策事業)について

当補助金は、野生鳥獣による農産物被害の防止を目的として、地域・集落単位で共同設置する電気柵等の侵入防止施設の資材購入費を補助するものです。

《補助対象者》

原則受益者3戸以上の地域・集落単位での申請を対象とし、構成員は原則市内在住の者のみとします。補助金の申請は代表者が行ってください。

《補助の条件》

以下に当てはまる場合、補助金の交付は行えません。

- ① 過去に当補助金の交付を受けている場合
- ② 補助金の申請前に資材を購入した場合
- ③ 年度内に事業が完了できない場合

《補助対象経費》

電気柵等の設置に必要な資材購入費

※ 設置にかかる人件費、テスター購入費、ソーラーパネル購入費、その他補助対象として認められない経費は対象外です。

《補助率》

補助対象経費の3分の1以内（千円未満切り捨て）

※ 課税事業者は、消費税及び地方消費税を除いた額を補助対象経費とします。

～ 事業の流れ ～

1. 交付申請

補助金の交付を申請するときは、以下の書類の提出が必要です。
審査のため、事前に現地を確認させていただくことがあります。

提出書類チェックリスト	
	交付申請書（様式第1号）
	収支予算書（様式第2号）
	見積書
	設置範囲の分かる地図
	購入予定資材の内容が確認できる資料（カタログ等）
	受益者名簿
	電気柵設置前の農地の写真（設置予定箇所の全体が確認できるもの） ※ 1枚で全体が写らない場合は、複数枚に分けて撮影してください。

2. 交付決定

申請内容を審査し、補助金の交付が適当であると認められた場合は、「補助金交付決定通知書」を交付します。

なお、事業に着手することができるのは、交付決定後となります。

3. 事業着手

事業に着手したときは、「着手届（様式第4号）」を提出してください。

着手日は、資材の発注日など事業に着手した日を記入してください。

事業着手後に事業内容の変更が必要となった場合は、変更申請の手続きについて

てご案内しますので、速やかにご相談ください。

4. 事業完了

事業完了後は、1 週間以内に次の書類を提出してください。

また、完了届および実績報告書の日付は、事業完了日を記入してください。

※ 事業完了日とは、次のいずれか遅い日をいいます。

- ・資材費の支払いが完了した日
- ・電気柵の設置が完了した日

提出書類チェックリスト	
	完了届（様式第 4 号）
	実績報告書（様式第 7 号）
	収支決算書（様式第 8 号）
	電気柵設置後の農地の写真 （設置前の写真と同じ地点から撮影したもの）
	資材納品書の写し
	資材購入請求書の写し
	領収書の写し
	補助金交付請求書（様式第 9 号）
	補助金振込先の口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）

5. 交付確定通知

提出された実績報告書等の内容を審査し、適当であると認められた場合は、「補助金交付確定通知書」を交付します。

6. 補助金の支払い

補助金交付確定後、指定された口座へ補助金を振り込みます。

補助金の支払いには、交付確定後おおむね 1 か月程度を要します。

なお、事業内容の変更等により追加の確認が必要となる場合は、支払いまでに 1 か月以上を要することがあります。その際は、別途ご連絡します。